



鳥取県公報

平成17年10月18日(火)
号外第159号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (76) (福祉保健課)	5
	鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例 (77) (県民生活課)	10
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を 改正する条例 (78) (景観まちづくり課)	11
	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (79) (")	13
	鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (80) (公園自然課)	14
	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (81) (")	29

———公布された条例のあらまし———

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人、社会福祉法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に管理委託している福祉人材研修センターについて、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。
- (3) 福祉人材研修センターの管理は、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図ることをその本来の目的とする団体であって、社会福祉にかかわる人材の育成を幅広く行うことのできる団体に行わせることが望ましいこと等から、公募によらず、知事がその候補者を選定する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

福祉人材研修センター...社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図るため、鳥取市に設置

2 条例の概要

福祉人材研修センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	福祉人材研修センターの施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を予定)
(3) 指定管理者の管理の期間	3年間

(4) 開館時間及び 休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 利用許可	福祉人材研修センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、福祉人材研修センターの適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	福祉人材研修センターの利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、福祉人材研修センターの利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、福祉人材研修センターの利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

鳥取県交通安全対策会議条例の一部改正について

1 条例の改正理由

日本道路公団が平成17年9月30日限りで廃止されることに伴い、鳥取県交通安全対策会議の特別委員の任命に関する規定を整備する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県交通安全対策会議の特別委員は、交通安全対策基本法施行令に規定する公共的機関の役員又は職員（現行 西日本旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員）のうちから、知事が任命する。

鳥取県交通安全対策会議...交通安全対策基本法第16条の規定に基づき、各都道府県に設置される附属機関で、都道府県交通安全計画を作成し、その実施を推進する。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

米子駅前通り土地区画整理事業において、再換地処分を実施するため、当該事業の実施に必要な土地区画整理審議会を設置する。

2 条例の概要

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を次のとおり設置する。

(1) 審議会委員の 定数	10人（うち選挙で選出する委員8人、学識経験者委員2人）
(2) 学識経験者委	土地区画整理事業について学識経験を有する者の中から知事が選任する。

員	
(3) 委員の任期	2年
(4) 予備委員	<p>審議会に、予備委員を置く。</p> <p>予備委員は、選挙で選出する委員について、施行地区内の宅地の所有者から選出する委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者から選出する委員ごとに置く。</p> <p>予備委員の数は、の区分ごとに選挙すべき委員の数の半数以内とする。</p>
(5) 立候補制	選挙で選出する委員は、候補者のうちから選挙する。
(6) 委員又は予備委員の必要得票数	選挙すべき委員の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。
(7) 予備委員からの補充	委員に欠員を生じた場合は、予備委員のうち得票数の多い者から順次補充する。
(8) 委員の補欠選挙	施行地区内の宅地の所有者から選出する委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者から選出する委員ごとの委員の欠員がそれぞれの定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、補欠選挙を行う。
(9) 施行期日	公布の日とする。

<参考：選挙で選出する委員の定数について>

選挙で選出する委員の定数のうち、施行地区内の宅地の所有者から選出する委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者から選出する委員それぞれの定数については、土地区画整理法の規定により、それぞれの選挙権を有する者の総数の割合におおむね比例しなければならないこととされている。

それぞれの委員の定数は、土地区画整理法施行令に定めるところにより選挙人名簿が確定した時点で、それぞれの選挙人の数に比例して定め、公告を行う。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

日本道路公団が平成17年9月30日限りで廃止されることに伴い、風致地区内において建築物等の新築等を行う場合に知事の許可を要しない公団等から同公団を削除する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例...都市計画法に基づき、都市内の良好な自然的環境を形成している土地の区域を維持し、都市住民の良好な生活環境を確保するため、面積が10ヘクタール以上の風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定めている。

地区内の主な建築規制...建ぺい率40%、高さ15m以下、壁面後退距離1～2m以上等

県内の風致地区...湊山風致地区のみ(米子市灘町及び祇園町地内)、面積約40ha

2 条例の概要

- (1) 風致地区内において建築物等の新築等を行う場合に知事の許可を要しない公団等から日本道路公団を削除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県都市公園条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平

成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

- (2) 現在財団法人鳥取県体育協会に管理委託している布勢総合運動公園及び財団法人鳥取県観光事業団に管理委託している東郷湖羽合臨海公園について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

< 指定管理者制度導入の理由 >

布勢総合運動公園...利用者のニーズに対応した管理運営サービスの向上と、県内のスポーツ・レクリエーション振興の中核的施設として、効果的で効率的な施設の管理運営の実現を図る。

東郷湖羽合臨海公園...民間の経営能力を活用し、利用者のサービス向上と効果的で効率的な施設の管理運営の実現を図る。

- (3) 鳥取県の体育振興の中核施設である布勢総合運動公園については、各種競技会の運営及びスポーツ指導の専門的団体に管理運営を行わせることが望ましいことから、公募によらず、知事がその候補者を選定する。

- (4) 現在財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会に管理委託している鳥取駅前風紋広場については、県の直営とする。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

2 条例の概要

- (1) 布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

指定管理者による管理	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）及び東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）（以下「指定管理者管理公園」という。）の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
指定管理者の選定の特例	布勢総合運動公園の指定管理者は、知事がその候補者を選定する。（財団法人鳥取県体育協会を予定。）
指定管理者の管理の期間	3年間
利用時間及び休園日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
利用許可	指定管理者管理公園を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
措置命令等	ア 指定管理者は、指定管理者管理公園の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。 イ 指定管理者は、条例の規定に違反した者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
料金	ア 指定管理者管理公園の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 イ アの場合において、指定管理者は、指定管理者管理公園の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、指定管理者管理公園の利用料金を減免しなければならない。

- (2) 鳥取駅前風紋広場の管理を財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会に管理委託する規定を削除する。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。

- (4) 施行期日

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(5) は、公布の日から施行する。

(5) 経過措置等

指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。
所要の経過措置を講じる。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

(2) 現在財団法人鳥取県観光事業団に管理委託している氷ノ山自然ふれあい館について、民間の経営能力を活用し、利用者のサービス向上と効果的で効率的な施設の管理運営の実現を図るため、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

氷ノ山自然ふれあい館...国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることをはぐくむため、八頭郡若桜町に設置

2 条例の概要

氷ノ山自然ふれあい館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	氷ノ山自然ふれあい館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	3年間
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(4) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(5) 措置命令	指定管理者は、氷ノ山自然ふれあい館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(6) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(7) は、公布の日から施行する。
(7) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

条 例

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県条例第76号

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 知事は、<u>法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) センターの施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>(指定管理者の選定の特例)</u></p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、<u>同条例第3条及び第4条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 センターの休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第4条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(2)及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

- 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、センターの管理を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託する。

(使用料の徴収)

第8条 センターの利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。ただし、県又は社会福祉法人が利用する場合（入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を行う場合を除く。）には、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(規則への委任)

第13条 略

(規則への委任)

第10条 略

別表 (第8条関係)

1 施設使用料

(1) ホール使用料

金 額		
午前の使用料	午後の使用料	全日の使用料
4,890円	9,780円	15,060円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。
- 午前0時から午前9時まで又は午後5時から午後12時までの間に利用する場合の使用料の額は、午前又は午後の使用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 正午から午後1時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の使用料の額は、午前又は午後の使用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

(2) 研修室等使用料

区 分	単 位	金 額
中研修室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,110円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実	1時間につき	1,390円

習室		
浴室実習室	1時間につき	650円
調理実習室	1時間につき	1,980円
和室実習室	1時間につき	610円
多目的工作室	1時間につき	1,260円
フリースペース	1日1平方メートルにつき	2円

備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が1日未満若しくは1時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に1日未満若しくは1時間未満の端数があるときは、1日又は1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。
- 4 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第77号

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

鳥取県交通安全対策会議条例（昭和45年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委員及び特別委員) 第3条 略 2及び3 略 4 特別委員は、 <u>交通安全対策基本法施行令（昭和45年政令第175号）第5条第3号に規定する公共的機関の役員又は職員のうちから知事が任命する。</u> 5及び6 略	(委員及び特別委員) 第3条 略 2及び3 略 4 特別委員は、 <u>西日本旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから知事が任命する。</u> 5及び6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第78号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 <u>土地区画整理審議会（第7条 - 第15条）</u> 第4章～第6章 略 附則	目次 第1章及び第2章 略 第3章 <u>削除</u> 第4章～第6章 略 附則

第3章 土地区画整理審議会(審議会の名称)

第7条 法第56条第1項の規定による土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の名称は、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会とする。

(委員の定数)

第8条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 前項に規定する委員のうち、法第58条第1項の規定により選挙すべき委員の数は8人とし、施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）がそれぞれのうちから各別に選挙する。

3 第1項に規定する委員のうち、次条の規定による委員の数は、2人とする。

(学識経験者委員)

第9条 審議会に、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから知事が選任する委員を置く。

2 前項の委員に欠員を生じた場合においては、知事は、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。

(予備委員)

第11条 審議会に、予備委員を置く。

2 予備委員は、委員（第9条第1項の委員を除く。以下第14条までにおいて同じ。）のうち、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員それぞれについて置くものとする。

3 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙すべき委員の数又は借地権者から選挙すべき委員の数の半数以内とする。

4 予備委員の決定等については、土地区画整合法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）

第3章 削除

第7条から第15条まで 削除

第35条から第40条までの規定の例による。

(立候補制)

第12条 委員は、候補者のうちから選挙する。

(委員又は予備委員の必要得票数)

第13条 委員に当選し、又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得票数の4分の1とする。

(予備委員からの補充)

第14条 委員に欠員を生じた場合は、予備委員のうち得票数の多い者から順次補充する。この場合において、得票数が同じであるときは、知事がくじで定める。

2 知事は、前項の規定により委員を補充した場合は、直ちにその補充した委員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、その者に対して委員に補充した旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定による委員の補充は、前項の公告があった日からその効力を生ずる。

(委員の補欠選挙)

第15条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数それぞれの定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第79号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる公団等を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 国又は県の機関（次に掲げる公団等を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>日本道路公団</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第80号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項並びに別表の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正

部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、別表第1に掲げる公園(以下「指定管理者管理公園」という。)ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務(次に掲げる業務を除く。)を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第5条第1項の許可を受けた部分に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第7条第1項及び第2項の許可</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの特権(法の規定による公園管理者の特権を含む。)に属する業務</u></p> <p><u>(指定管理者の選定の特例)</u></p> <p><u>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p><u>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p><u>(指定管理者管理公園の利用時間及び休園日)</u></p> <p><u>第6条 指定管理者管理公園の利用時間は、指定管理</u></p>	

者があらかじめ知事の承認を得て定める。

- 2 指定管理者管理公園の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限)

第7条 略

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収する施設（以下「有料公園施設」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

- 2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する者を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

- 4 指定管理者は、指定管理者管理公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限)

第3条 略

(公園施設等の利用の許可)

第3条の2 別表第1に定める公園施設を利用しようとする者（鳥取県立布勢総合運動公園の球技場、補助競技場若しくは多目的広場又は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の屋根のある多目的広場を一般利用の方法で利用しようとする者を除く。）又は運動用器具その他知事が別に定める設備を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の特例)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第7条第1項又は第2項の許可を要しない。

(措置命令等)

第10条 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、都市公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、都市公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

- 2 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、この条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、都市公園への入園を拒み、又は都市公園からの退去を命ずることができる。
- 3 指定管理者は、法又はこの条例に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(利用許可の取消し)

第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第12条 略

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第13条 略

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第3条第1項又は第2項の許可を要しない。

(利用の禁止又は制限)

第5条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第6条 略

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第7条 略

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

2 略

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は第17条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

第15条 利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(使用料及び利用料金)

第8条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第3条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

2 第3条の2の許可を受けた者（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の許可を受けた者を除く。）に対しては、規則で定めるところにより、別表第4に定める額の使用料を徴収する。

3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の許可を受けた者については、第11条の規定に基づき当該公園の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）があらかじめ知事の承認を受けて定める当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該管理受託者に、その収入として収受させる。

4 略

5 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は次条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

6 前2項の規定は、第3項の規定により管理受託者が収受する利用料金について準用する。

(監督処分)

第9条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 第7条第3項の条件に違反したとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 第10条第1項又は第2項の命令に従わないとき。

(5) 第10条第3項の規定により指定管理者から許可の取消しその他の処分を求められたとき。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。

(1)～(3) 略

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条 略

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 略

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 略

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 略

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を知事から命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了したとき。

命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第9条の2 略

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の3 略

(工作物等の価額の評価の方法)

第9条の4 略

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の5 略

(届出)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。

(管理の委託)

第11条 知事は、別表第5に定めるところにより、都市公園の保全及び利用者の応接に関する事務を委託する。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第12条から第14条まで及び第18条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第24条 略

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 略
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項の規定による知事又は指定管理者の命令に違反した者

第26条 略

第27条 略

別表第1 (第3条関係)

- 1 鳥取県立布勢総合運動公園
- 2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区を除く。)
- 3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区に限る。)

別表第2 (第12条関係)

略

別表第3 (第14条関係)

区 分	使 用 料		
	単 位	金 額	
		非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第12条 第6条から第8条まで及び第9条の2から第10条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第13条 略

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 略
- (2) 第3条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第5条の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者
- (4) 第9条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

第15条 略

第16条 略

別表第1 (第3条の2関係)

名 称	公 園 施 設
鳥取県立布勢総合運動公園	陸上競技場 野球場 球技場 補助競技場 テニスコート 鳥取県民体育館 多目的広場
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター テニスコート 屋根のある多目的広場 燕趙園

別表第2 (第6条関係)

略

別表第3 (第8条関係)

区 分	使 用 料		
	単 位	金 額	
		非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等

法第 5条 第1 項の 許可	公園施設の 設置	1平方 メートルに つき1年	1,050円	1,102円
	公園 施設の 管 理	通勤 等の ため の駐 車場 とし て管 理す る場 合	1平方 メートルに つき1月	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の土地の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額
	その 他の 場合	1平方 メートルに つき1月		1,330円

略

備考 略

法第 5条 第1 項の 許可	公園施設の 設置	1平方 メートルに つき1年	1,050円	1,102円
	公園施設の 管理	1平方 メートルに つき1月		1,330円

略

備考 略

別表第4 (第8条関係)

1 施設使用料

(1) 鳥取県立布勢総合運動公園

区 分		単 位	金 額
一般 利用	一般人	1人 1回 につ き	160円
グラ ウンド 専用 利用	営利 を目的 としな い場合	幼児 児童 中学 校若 しくは 高等 学校 の生徒 又は 学生 (以下「 入場 料等 という。 」を徴 収しな いとき。	1時 間につ き 1,900円
		一般 人	1時 間に 2,600円

陸上競技場		入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	9,900円	
			一般人	1時間につき	13,200円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	39,800円
			入場料等を徴収するとき。		1時間につき	53,100円
	屋内練習場	一般利用	一般人		1人1回につき	30円
		専用利用			1時間につき	300円
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき	110円
			回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	1,100円
			1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	720円
		専用利用			1時間につき	600円
第1研修室				1時間につき	1,740円	
第2研修室				1時間につき	570円	
第3研修室				1時間につき	440円	
第1会議室				1時間につき	270円	
第2会議室				1時間につき	380円	

		放送室		1時間につき	360円	
野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	1,700円
				一般人	1時間につき	2,300円
		プロ野球	入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	3,500円
				一般人	1時間につき	4,800円
		プロ野球		1時間につき	47,400円	
		屋内ピッチング場		1時間につき	80円	
		大会運営室		1時間につき	410円	
		第1研修室		1時間につき	230円	
		第2研修室		1時間につき	190円	
		放送室		1時間につき	360円	
	スコアボード		1時間につき	360円		
球技場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	900円	
			一般人	1時間につき	1,300円	
		入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	4,900円	
			一般人	1時間につき	6,600円	
		営利を目的とす	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	19,900円

		る場合	入場料等を徴収するとき。	1時間につき	26,500円
補助 競技 場	学生等			1時間につき	700円
	一般人			1時間につき	900円
テニ ス場	テニスコート			1コート 1時間につき	600円
	大会運営室			1時間につき	780円
	研修室			1時間につき	330円
メイ ンア リー ナ	一般 利用	一般人		1人 1回につき	60円
	専用 利用	営利 を目的 としない 場合	入場料等を徴収しないとき。	全面 1時間につき	2,900円
				2分 の1面 1時間 につき	1,400円
				3分 の1面 1時間 につき	900円
				4分 の1面 1時間 につき	700円
				全面 1時間 につき	5,800円
				全面 1時	101,500円

鳥取県民体育館	サブアリーナ	専用利用	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	間につき 2分の1面1時間につき	50,700円
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	145,000円
			営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	700円
		専用利用	入場料等を徴収するとき。	2分の1面1時間につき	300円	
				全面1時間につき	1,400円	
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	24,500円
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき	290円
				一般人	回数券11枚につき	2,900円
			1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	1,920円
		専用利用			1時間につき	1,700円
					全室1時	670円

	第1研修室	間につき 3分の1室1時間につき	220円
	第2研修室	1時間につき	450円
	第3研修室	1時間につき	640円
	第4研修室	1時間につき	640円
	視聴覚室	1時間につき	440円
	放送室	1時間につき	330円
多目的広場	学生等	1時間につき	700円
	一般人	1時間につき	900円

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分			単 位	金 額
あや	一般利用	一般人	1人1回につき	70円
		体育室 専用利用	営利を目的としない場合 入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき
	2分の1面1時間につき			400円
	入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	1,600円
	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	25,500円	

め池 スポ ーツ セン ター		営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	つき	38,400円	
	ト レ ー ニ ン グ ル ーム	一般 利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき	110円
			回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	1,100円
			1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	720円
			専用利用			1時間につき
		研修室			1時間につき	560円
	東郷 湖カ ヌー セン ター	カヌー艇庫			1艇1月につき	1,500円
		研修室			1時間につき	540円
		テニスコート			1コート1時間につき	600円
	屋根 のある 多 目的 広場	営利を目的としない場合				全面1時間につき
					2分の1面1時間につき	1,100円
					3分の1面1時間につき	700円

営利を目的とする場合	全面 1時 間に つき	17,700円
------------	----------------------	---------

備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が1時間未満若しくは1月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に1時間未満若しくは1月未満の端数があるときは、1時間又は1月として計算するものとする。
- 2 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド、球技場若しくはテニスコートのテニスコート若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコート若しくは屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ又は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
 - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が定める額

別表第5 (第11条関係)

名 称	委 託 先
鳥取県立布勢総合運動公園	財団法人鳥取県体育協会
鳥取県立鳥取駅前風紋広場	財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	財団法人鳥取県観光事業団

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県都市公園条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第81号

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67

号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、自然ふれあい館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 自然ふれあい館の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、自然ふれあい館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 自然ふれあい館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

- 2 自然ふれあい館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限等)

第6条 自然ふれあい館においては、次の行為をしてはならない。

- (1)～(3) 略
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然ふれあい館の利用を拒み、又は自然ふれあい館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然ふれあ

号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(行為の制限等)

第3条 自然ふれあい館においては、次の行為をしてはならない。

- (1)～(3) 略
 - (4) その他知事が別に定める行為
- 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然ふれあい館の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第4条 知事は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然ふれあい館を

い館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(規則への委任)

第8条 略

利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(管理の委託)

第5条 知事は、自然ふれあい館の管理を財団法人鳥取県観光事業団に委託する。

(規則への委任)

第6条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた行為の制限、措置命令等は、新条例の相当する規定によりされた行為の制限、措置命令等とみなす。

